

令和4年2月1日

地域創生部

文化財保護課文化財活用係

電話:027-897-2928 内線:2928

# 群馬県指定文化財の指定・指定解除について

令和4年2月1日(火)に群馬県文化財保護審議会(会長 戸所 隆)が開催され、群馬県指定重要文化財(彫刻)1件、群馬県指定天然記念物1件の指定、及び群馬県指定天然記念物1件の指定解除が答申されました。

※詳細は次頁以降を参照

- 1 答申(指定)が行われた群馬県指定重要文化財(彫刻)・・・2 頁 ほうりん じおうばくしゅうちょうぞうぐん 重要文化財(彫刻) 寳林寺黄 檗 宗 彫 像 群 (邑楽郡千代田町新福寺 705)
- 2 答申(指定)が行われた群馬県指定天然記念物・・・8 頁 ぬきさきじんじゃ 天然記念物 貫前神社のスダジイ(富岡市一ノ宮 1535 番地)

### (参考)

- 1 群馬県知事は、群馬県文化財保護条例第4条第1項により県内の重要文化財、同条例第38条第1項により天然記念物を群馬県指定文化財に指定、同条例第39条第1項により群馬県指定天然記念物を指定解除することができます。
- 2 指定・指定解除に当たっては、同条例第4条第3項、同条例第38条第2項、同条例39条第3項の規 定に基づき、群馬県文化財保護審議会に諮問しなければなりません。
- 3 指定・指定解除は、県報の告示があった目からその効力を生じます。
- 4 今回答申された文化財が指定・指定解除された後の群馬県指定等文化財の件数は次のとおりです。

### 【群馬県指定等文化財】

種	別	重 要 文化財	重 要 無 形 文化財	重要有 形民俗 文化財	重要無 形民俗 文化財	史跡	名勝	天 然 記念物	選定保存技術	選 択 無形民俗 文化財	計
件	数	2 1 5	0	7	2 0	8 8	2	9 8	1	1	4 3 2









令和3年度群	<b>华馬県指定文化財候補</b>	指定種別	重要文化財 (彫刻)		
<b>名 称</b> (ほうりんじおうばくしゅうちょうぞうぐん) <b>査</b>		員数	8躯		
所在地	寳林寺(邑楽郡千代田町新福寺 705)				
所有者	宗教法人 寶林寺 代表役人 海野 宗弘(邑楽郡千代田町新福寺 705)				

# 概要

## 1)由来及び沿革

現在、邑楽郡千代田町に所在する寳林寺に伝わる彫像群であるが、もともとは館林市朝日町(旧広済町)に所在し、江戸幕府五代将軍徳川綱吉が館林藩主であった寛文 9 (1669) 年に創建された黄檗宗寺院の広済寺に安置されていた。同寺はその後天和 3 (1683) 年に、館林城が廃城となるとともに廃寺となり、その什寳(仏像や絵画、梵鐘など)が同じく黄檗宗寺院である寳林寺に移された。

いずれも、承応3 (1654) 年に中国から来日した隠元隆琦を開祖とする黄檗宗の寺院で盛んに作られた像容を示し、中国・明時代の仏像様式を反映した異国的でなまなましい造形に特色がある。その大半が、運慶の流れを汲む京都・七条仏所の正系仏師である康祐の作と推定され、釈迦如来坐像のみが康祐の三男である康倫によって作られたことが知られる。

## 2)内容

	資	料	名	年代	制作者	像高	材質等	備考
1	<sub>しゃかに</sub> 。 <b>釈迦如</b>	_		元禄10(1697)年	こうりん <b>康倫</b>	105.5	木造漆箔· 彩色	本尊
2	あなんそ う 阿難尊			寛文11(1671)年か	<sup>こうゆう</sup> 康祐か	94.7	木造漆箔• 彩色	脇侍 広済寺旧蔵 佐野吉之丞渡邉平右 衛門が寄進
3	かしょうそ う 迦葉尊			寛文11(1671)年か	<sup>こうゆう</sup> 康祐か	94.3	木造漆箔· 彩色	脇侍 広済寺旧蔵 佐野吉之丞渡邉平右衛 門が寄進
4	きんなられ 緊那羅			延宝2(1674)年か	<sub>こうゆう</sub> 康祐か	117.5	木造漆箔· 彩色	栄三尼が寄進 広済寺旧蔵
5	いだてんり		<u>.</u> j	延宝5(1677)年か	<sup>こうゆう</sup> 康祐か	119.8	木造漆箔· 彩色	栄三尼が寄進 広済寺旧蔵
6	がらんじん			延宝5(1677)年か	<sup>こうゆう</sup> 康祐か	107.5	木造漆箔· 彩色	広済寺旧蔵 膝下以下欠失
7	だるまとう <b>達磨頭</b>	-		延宝5(1677)年か	<sup>こうゆう</sup> 康祐か	51.8	木造彩色	飯田一空居士が寄進 広済寺旧蔵
8	みろくぼさ <b>弥勒菩</b>			延宝6(1678)年か	<sup>こうゆう</sup> 康祐か	101.7	木造漆箔• 彩色	井上素然居士が寄進 広済寺旧蔵

①釈迦如来坐像を除く、7像が広済寺伝来の仏像であり、いずれも黄檗宗彫像として優れた出来映えを示している。広済寺の開山、潮音道海(隠元の法嗣でその招きで来日した明僧木庵性瑫の

弟子。寳林寺の中興開山でもある)の事績を記録した『黒瀧潮音和尚年譜』によると、②阿難尊者立像と③迦葉尊者立像の本来の中尊である釈迦如来像(同『年譜』では「天人師像」と表記)は、康祐の作であることが明記されている。他の像については、特に仏師名は記載していないものの、その破綻のない優れた造形から康祐の作である可能性は高いと考えられる。①釈迦如来坐像は台座の銘文から康祐の三男康倫の作であることが知られるが、康祐作の釈迦如来像はその後江戸に移されたため、その欠を補うために造立されたと考えられる。

④緊那羅王菩薩、⑤韋駄天立像、⑥伽藍神像、⑧弥勒菩薩坐像の4像は、黄檗宗の大本山である京都・萬福寺の仏像と像容が近く、かなり入念に造られている。萬福寺は隠元を開山とし、その仏像の多くは中国・明の仏師范道生によって造立され、黄檗宗彫像の規範となった。上記広済寺伝来の7像の作者と考えられる康祐は、萬福寺の造像に参画していることが知られ、日本の伝統的な造像環境に身を置きながら、当時新たに中国からもたらされた仏像の様式や造法も学んでいた点が注目される。康祐は萬福寺の造像を経て、静岡県浜松市の寳林寺、福岡県柳川市の福厳寺などの黄檗宗寺院でも造像を行っているが、広済寺伝来の諸像は、徳川綱吉の創建ということもあり、出色の出来栄えを示しており、ひときわ光彩を放っている。

# 3) 指定理由(文化財としての価値)

本彫像群は、徳川綱吉によって創建された広済寺伝来という歴史的な背景が明確であり、黄檗宗が日本に定着していく初期段階の様相を示す作例として貴重である。

作者と考えられる康祐は、運慶の流れを汲む京都・七条仏所の正系仏師として幕府や朝廷関係の造像を中心に活躍していたが、日本の伝統的な造像環境に身を置きながら、新来の中国の仏像様式や造法も学んでいたことが知られ注目される。本彫像群は、康祐が手掛けた黄檗宗彫像の中でも、とりわけ優れた出来栄えを示すもので、その代表作としても評価される。釈迦如来坐像は康祐の三男康倫によって造立されたものであるが、その歴史性に鑑み、一括して指定し、顕彰していくべきである。

#### [指定基準]

群馬県指定重要文化財の指定基準 1 絵画彫刻の部 のうち

- (3) 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの

## 【語句説明】

### 黄檗宗

臨済宗、曹洞宗と並ぶ日本禅宗三派の一つ。中国明代の僧院元隆琦を開祖とし、京都府宇治市にある 黄檗山萬福寺を本山とする。隠元とともに渡来した文人工匠らによって、普茶料理(精進料理)や煎茶 などの生活文化、また明朝風の建築様式、画像、彫像、詩文、書などの黄檗風といわれる文化が移入さ れ、日本で独特の発達をみせた。

# いんげんりゅうき

中国、明末の僧、日本の黄檗宗の開祖。承応 3 (1654) 年、63 歳で長崎の興福寺住持の招きにより来朝、 万治 1 (1658) 年には江戸で将軍徳川家綱に謁見した。

# 潮音道海

江戸前期の黄檗宗の僧。肥前国(現在の佐賀県)に生まれ、18歳のとき京都に上る。寛文元(1661)年、京都黄檗山萬福寺に赴き、隠元、木庵性 瑫に参じた。寛文4年、上野国館林藩主徳川綱吉が創建した萬徳山広済寺に招かれ、木庵を開山とし、自らは2世となる。

# 京都・七条仏所

鎌倉時代に活躍した仏所。定朝(流麗ないわゆる定朝様と称される仏像彫刻様式の完成者)の子覚助に始まり、その子頼助から奈良に移り、鎌倉時代に入って運慶、快慶らの名工を生んだ。慶の字を用いる仏師が多いので、慶派ともよばれ、のちに京都七条に仏所を構えたので、七条仏所と名づけられている。

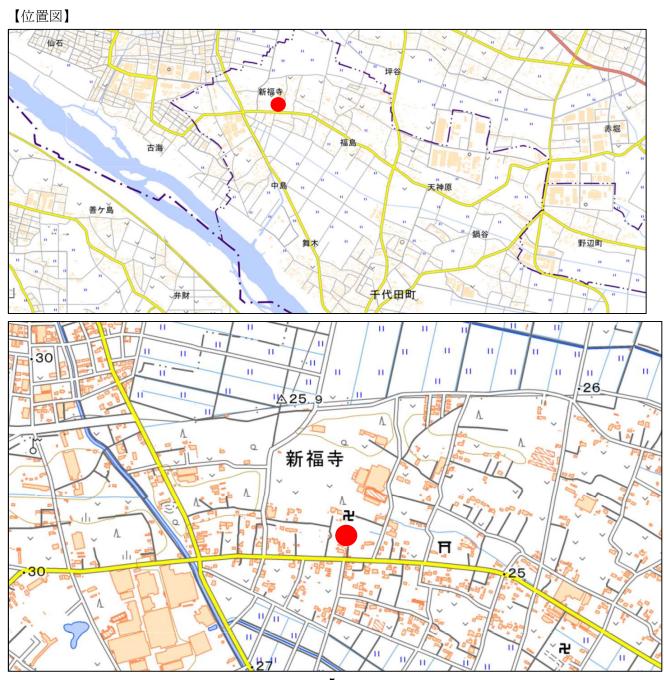
# 仏師康祐

七条仏所二十六代。江戸時代において七条仏所中興の祖と称され、七条仏所最後の東寺大仏師職にも補任されたという。貞享 2 (1685)年開板の『京羽二重』巻六、諸職名匠の項では、当時の京都大仏師 26 人を挙げており、その中で康祐が筆頭とされ、七条仏所二十一代仏師康正の直系とみている。

## 【仏神について】

しゃかにょらい 釈迦如来	仏教の開祖。古代インドの小国、釈迦族の王子で本名はゴータマ=シッダールタ。妻や子供					
	もいた実在の人物で、釈迦如来とはその釈迦が悟りを得た姿をあらわす。					
が 葉尊者	釈迦の十大弟子の一人であり、仏陀のいとこ。釈迦の侍者として常に説法を聴いていたことから多聞第一と称せられた。					
かしょうそんじゃ 迦葉尊者	釈迦の十大弟子の一人。頭陀第一(第一人者の意)と称せられた。釈迦の信頼が厚く、釈					
	迦の入滅後、教団の統率者となる。					
きんならおう 緊那羅王	仏法守護の八部衆の一つ。帝釈天に仕えるもの。					

幸駄天	南方の増長天に属する八将軍の一。四天王の八将軍を合わせた三十二将軍全体の長。もと
	バラモン教の神で、シバ神またはアグニ神の子という。仏教に取り入れられ、僧あるいは
	寺院の守護神となった。
がらんじん	寺院を守護する神。禅宗寺院の仏殿等に祀られる、道教神の姿をした像。
<sub>だるま</sub> 達磨	中国禅宗の始祖。インドのバラモンの出身と伝え、6世紀初め中国に渡り、各地で禅を教
	えた。
みるくぼさっ 弥勒菩薩	とおい未来、慈しみにより生あるものすべてをすくうという菩薩。中世以降は布袋尊が弥
	勒仏の姿として描かれるようになり、弥勒仏の姿で描かれた布袋尊を、寺院の主要な場所
	に安置するのが一般的なしきたる。



# 【現況写真】



1. 釈迦如来坐像



3. 迦葉尊者立像



2. 阿難尊者立像



4. 緊那羅王菩薩



5. 韋駄天立像



7. 達磨頭部



6. 伽藍神像



8. 弥勒菩薩坐像

令和3年度群馬!		指定種別	天然記念物(植物(独立樹))
名称	貫前神社のスダジイ	員数	1
所在場所	富岡市一ノ宮 1535 番地		
所有者	一之宮貫前神社		

### 概要

### 1)内容

当該樹木は上野国一宮貫前神社境内に生育する樹木である。周囲に競合する樹木も少なく、自然樹形を保った巨樹であり、古木であり、古名社の境内を形成する重要な樹木である。樹齢は不明であるが、その大きさ、樹幹形状の複雑さからして、相当の樹齢は推察される。当該神社の伝承によると樹齢は1000年と言われる。

樹幹形状は古木の風格を示し、数本の枝幹が成長し合わさり一体となったもののような印象を与える。各所にこぶ状の突出部がある。樹幹が全体として右にねじれるなど奇異な形をしている。幹の中心部は腐朽が進み、かつては人が入れるはどの大きな穴が開いていたが、現在はふさがれている。富岡市、所有者の適切な管理により樹勢は良好である。

スダジイは、ブナ科シイ属の常緑高木で、本州の福島県、新潟県以西から九州にかけての主に海岸近くに分布する。群馬県に自然分布はないとされる。堅果は食用になることもあり、植栽された可能性が高いと考えられる。

貫前神社は1400年以上の歴史を持ち、上野国一宮である。社殿は江戸時代に第3代将軍徳川家光、第5代綱吉により整えられ、本殿・拝殿・楼門等が国の重要文化財に指定されている。

当該樹木は12年ごとに行われる式年遷宮祭の仮御殿設営地の前面に位置し、毎年の初詣では、貫前神社の特徴の1つ「下り参道」を下りる順番待ちで、このスダジイの枝下を参拝者が列をなす姿が見られる。

富岡市指定天然記念物 1985 年(昭和60年)6月25日指定

### 2) 寸法

樹高 15m、胸高周囲 5.5m

### 3)指定理由

当該樹木は県内に自然分布しないとされるスダジイの巨古木であり、学術上貴重で、群馬県の自然を記念するものである。かつ、上野国一宮貫前神社境内の代表的な巨樹の1本であり、社叢を形成する重要な樹木である。県内における最大級のスダジイである。

景観としても、樹冠は大きく、幹は大きくよじれあがり、その豪快な樹姿に感動を覚えるほどである。

### [指定基準]

群馬県指定史跡名勝天然記念物の指定基準3の(2)のアによる。

- 3 天然記念物「次に掲げる動植物及び地質鉱物のうち、学術上貴重で、群馬県の自然を記念する もの」
- (2) 植物「ア 名木, 巨樹, 老樹, 畸形木, 栽培植物の原木, 並木, 社叢」に該当。



北から見たスダジイ全景

スダジイの太い幹



令和3年度	群馬県指定文化財解除候補	指定種別	天然記念物(植物(独立樹))			
名称	吉祥寺のヒメ小松	員数	1			
所在場所	利根郡川場村門前874番地					
所有者	宗教法人 吉祥寺					
指定日	昭和 32 年 9 月 10 日					

# 1) 指定解除理由

マツ材線虫病(松食い虫被害)により枯れてしまい、伐採を行ったことにより県指定文化財として の価値を失ったため。

(価値)推定樹齢約300年でヒメコマツとしては県内希に見る巨木。

## 2) 指定解除までの経過

- ○近年枯れが目立っていたため保護養生などを実施
- ○今年夏過ぎから樹木全体の枯れが急激に進行したため、県文化財保護審議会天然記念物専門部会の 視察、樹木医(県林業試験場)の診断を実施

育

委 員會

○マツ材線虫病(松食い虫被害)と診断(治療法なし)

省地

○令和3年12月14日現状変更等許可申請(伐採)提出、同年12月16日許可

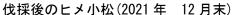
委員長 飯島

第三条により次のとおり指定する。

○令和3年12月21~22日伐採

県内希に見る巨木である。







ヒメ小松と山門(2021年秋)